

男女共同参画会議 第5回重点方針専門調査会	資料7
平成28年9月28日	

「女性活躍加速のための重点方針 2016」

Ⅲ 女性活躍のための基盤整備

1. 子育て基盤等の整備

- b) 保育所等の整備、保育士及び介護人材の処遇改善、「子育て世代包括支援センター」設置促進

(厚生労働省説明資料)

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 119
大項目	Ⅲ 女性活躍のための基盤整備	
中項目	1. 子育て基盤等の整備	
小項目	(1)待機児童解消に向けた子育て基盤の整備	
細項目	② 待機児童解消を目指すための保育の受け皿50万人分の拡大に対応して平成29年度末までに必要となる保育人材9万人程度の確保に向け、一定要件を満たせば返済不要となる修学資金貸付や就職準備金の貸付により、保育士の新規資格取得者や再就職者を増やすとともに、安定財源を確保しながら、保育士の処遇改善等を含めた総合的な保育人材確保策に取り組む。	
該当施策名 (事業名)	保育士修学資金貸付等事業	
当該施策の背景・目的	保育士資格の新規取得者の確保や離職者の再就職支援も含めた総合的な対策を講じることにより、保育の受け皿拡大に伴い必要となる保育人材の確保を図る。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算: - 千円 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: 11,198,132 千円 の内数 29年度要求予算: - 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	・保育士修学資金貸付 指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、5年間勤務した場合、返還を免除する。 ・就職準備金貸付 潜在保育士が再就職する際の就職準備金を貸し付け、2年間勤務した場合、返還を免除する。 (二次補正) 再就職支援のための就職準備金の倍増を行う予定。	
担当府省庁	厚生労働省	
	雇用均等・児童家庭局保育課	

保育士修学資金貸付事業

(平成27年度補正予算：155億円)

(保育士修学資金貸付等事業予算 566億円の内数)

【目的】

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い保育士の養成確保に資することを目的とする

【貸付対象者】

児童福祉法第18条の6に規定する指定保育士養成施設に在学する者

【実施主体】

都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認める団体を含む）

【貸付額】

- 月額5万円以内（貸付期間は2年間を限度）
- 貸付の初回に入学準備金として20万円以内、卒業時に就職準備金として20万円以内をそれぞれ加算
- ※ 貸付利子は無利子
- ※ 貸付申請時に生活保護受給世帯等の者については、生活費の一部として加算あり

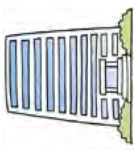
【修学資金の返還免除】

貸付けを受けた者が、指定保育士養成施設卒業から1年以内に保育士登録を行い、修学資金の貸付けを受けた都道府県又は指定都市の区域内等の保育所等において保育士として5年以上従事したときは、修学資金の返還を免除

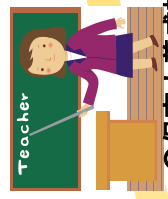
【補助率】

国：9／10 地方：1／10 ※国の負担割合を現行3／4→9／10に引き上げ

【実施主体】



【保育士養成施設の学生】



○保育士養成施設で受講
(2年間。ただし、夜間・通信制は3年間)

卒業 ↓



○保育所等に保育士として勤務

5年間

貸付金の返済を
全額免除

(途中で他産業に転職、自己都合退職等)

(他産業に就職又は未就労)



貸付金を実施主
体に返還

潜在保育士の再就職支援事業

(平成27年度補正予算：44億円)

(保育士修学資金貸付等事業予算 566億円の内数)

【概要】

潜在保育士（保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者）が、保育士として保育所に勤務することが決定した場合、就職準備金の貸付けを行う

【実施主体】

都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認める団体を含む）

【貸付額】

就職準備金 20万円（1回を限度）

【貸付条件】

貸付申請時において、就職準備金の使用を明示すること
（具体例）宿舍借り上げに伴う礼金や仲介手数料、通勤用自転車の購入費 など

【貸付金の返還免除】

当該潜在保育士が当該保育所等において2年以上勤務したときは、貸付金の返還を免除

【補助率】

国：9／10 地方：1／10

再就職

【潜在保育士】



申請

就職準備金
の貸付



【実施主体】

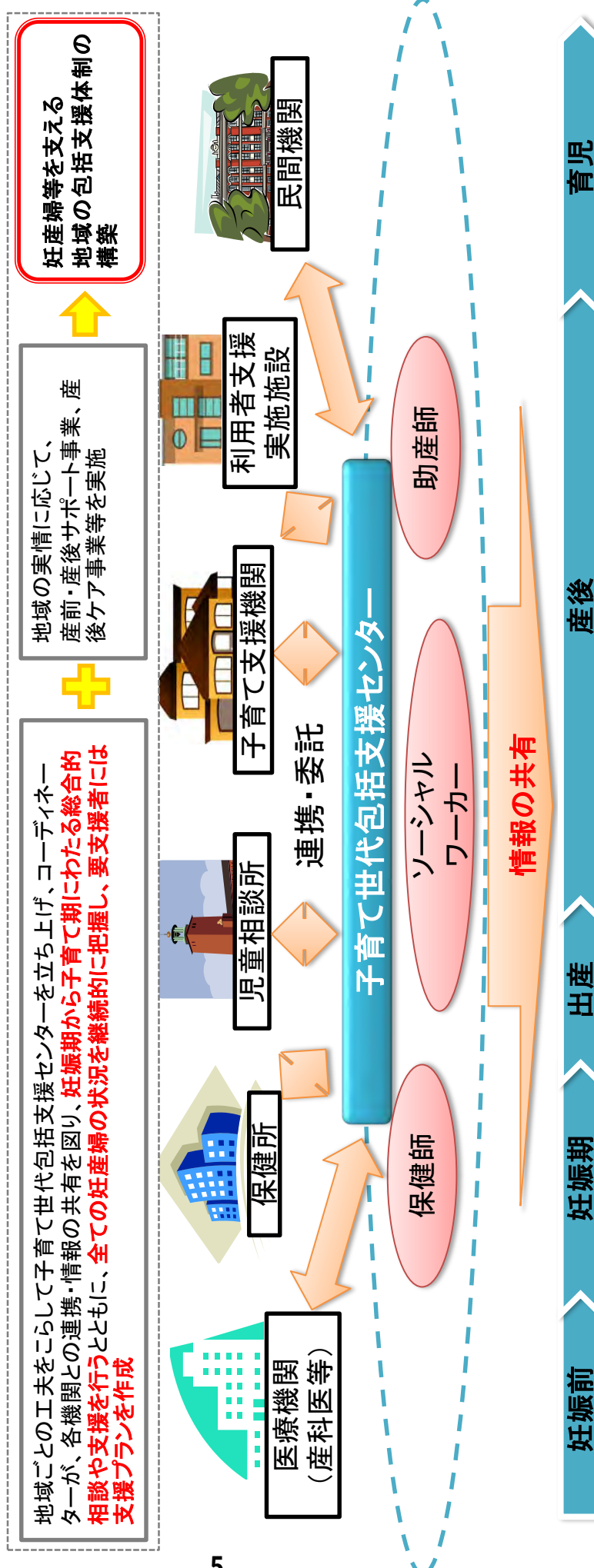
【保育所等】



「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 127
大項目	Ⅲ 女性活躍のための基盤整備	
中項目	1. 子育て基盤等の整備	
小項目	(2)家事・子育て・介護支援の充実	
細項目	⑤ 妊娠・出産・子育てに関する知識や各種の支援制度等について必要な情報が得られるよう、「子育て世代包括支援センター」について、市町村での設置の努力義務等の法定化を盛り込んだ児童福祉法等改正法案の早期成立を図り、全国展開して総合的相談支援を提供する。また、出産後の復職・再就職や仕事と子育ての両立に関する知識が得られるよう、「仕事と育児カムバック支援サイト」を通じた情報提供や相談支援を行う。	
該当施策名 (事業名)	子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開	
当該施策の背景・目的	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施する「子育て世代包括支援センター」については、平成27年度より子ども子育て支援新制度に基づく利用者支援事業を活用して実施してきたところであり、同センターの設置根拠を法律上明確に位置づけること等により、全国展開に向けた取組を実施する。	
当該施策の政策手段の分類	○	法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算: 98,175,565 千円 の内数 (内閣府予算) 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: - 千円 29年度要求予算: 98,175,565 千円 の内数 (内閣府予算)+事項要求
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	第190回国会において、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)が平成28年5月27日に成立し、同年6月3日に公布され、同法において母子保健法を改正し子育て世代包括支援センターの法定根拠を設けた(平成29年4月1日施行)。 また、同センターの平成32年度末までの全国展開に向けて、支援対象者の評価や支援内容等に係るガイドラインの作成に向けた取組等を行うこととしている。	
担当府省庁	厚生労働省	
	雇用均等・児童家庭局母子保健課	

子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開

- 現状様々な機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援を提供する子育て世代包括支援センターを立ち上げ、切れ目のない支援を実施。
 - 子育て世代包括支援センターには、保健師、ソーシャルワーカー等を配置してきめ細やかな支援を行うことにより、地域における子育て世帯の「安心感」を醸成する。
 - 子育て世代包括支援センターを法定化し、おおむね平成32年度末までに全国展開を目指す。
➤ 平成27年度実施市町村数：138市町村 ➤ 平成28年度実施市町村数（予定）：251市町村（423か所）
- ※ 法律上の名称は「母子健康包括支援センター」（母子保健法・平成29年4月1日施行）



```

graph TD
    A[妊娠に関する普及啓発] --> B[産前・産後サポート事業<br/>(子育て経験者等の「相談しやすい話し相手」等による相談支援)]
    B --> C[産後ケア事業<br/>(心身のケアや育児サポート等)]
    B --> D[子育て支援策]
    C --> E[乳児家庭全戸訪問事業]
    C --> F[妊婦健診]
    C --> G[両親学級等]
    E --> H[定期健診]
    E --> I[予防接種]
    E --> J[養子縁組]
    D --> K[・保育所]
    D --> L[・地域子育て支援拠点事業]
    D --> M[・里親・乳児院]
    D --> N[・その他子育て支援策]
  
```

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 131
大項目	Ⅲ 女性活躍のための基盤整備	
中項目	1. 子育て基盤等の整備	
小項目	(2) 家事・子育て・介護支援の充実	
細項目	⑥ 「介護離職ゼロ」の実現を目指し、2020年代初頭までに介護の受け皿の整備量を50万人分以上に拡大する。また、介護人材25万人の確保に向け、一定要件を満たせば返済不要となる介護福祉士を目指す学生への修学資金等の貸付や潜在介護人材への再就職準備金の貸付を充実させるとともに、<u>介護人材の待遇改善</u>や介護サービスの生産性向上等により、総合的な人材確保対策に取り組む。	
該当施策名 (事業名)	介護人材の処遇改善	
当該施策の背景・目的	介護人材の処遇について、平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、平成29年度(2017年度)からキャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の改善を行う。 〈参考〉「ニッポン一億総活躍プラン」(抜粋)(平成28年6月2日閣議決定) 「介護人材の処遇については、競合他産業との賃金差がなくなるよう、平成29年度(2017年度)からキャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の改善を行う。この際、介護保険制度の下で対応することを基本に、予算編成過程で検討する。なお、障害福祉人材の処遇についても、介護人材と同様の考え方に立って予算編成過程で検討する。」	
当該施策の政策手段の分類	☐	法令・制度改正
		税制改正要望
	☐	予算
		28年度当初予算: - 千円 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: - 千円 29年度要求予算: 事項要求 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	●「未来への投資を実現する経済対策」(抜粋)(平成28年8月2日閣議決定) 「介護保険制度の下で、介護人材の処遇については、キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の改善を平成29年度(2017年度)から実施する。このための予算措置を平成29年度(2017年度)当初予算に計上し、かつ、継続して実施する。また、処遇改善を平成30年度(2018年度)介護報酬改定を待たずして平成29年度(2017年度)から遺漏なく実施するため、保険料の上昇回避のための財政安定化基金への特例的積増しなど、所要の措置をあらかじめ講じる。障害福祉人材の処遇についても、介護人材と同様の考え方に立って対応する。」	
担当府省庁	厚生労働省	
	老健局老人保健課	

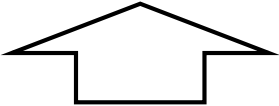
ニッポン一億総活躍プラン（工程表抜粋）

（平成28年6月2日閣議決定）

【国民生活における課題】

人材確保が困難な理由の一つとして、介護人材の賃金が高齢者の対人サービス産業と比較し賃金が低いことが考えられる。また勤続年数も短くなっている。

- ・ 介護職員：賃金262.3千円（賞与込み）、勤続年数6.1年
- ・ 対人サービス産業：賃金273.6千円（賞与込み）、勤続年数7.9年



【具体的な施策】

（介護人材の処遇改善）

- ・ 介護人材の処遇については、競合他産業との賃金差がなくなるよう、2017年度からキャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の処遇改善を行う。この際、介護保険制度の下で対応することを基本に、予算編成過程で検討する。

安倍総理発言（平成28年6月1日）抜粋

保育士、介護職員等の処遇改善など、一億総活躍プランに関する施策については、アベノミクスの果実の活用も含め、財源を確保して、優先して実施していく考えであります。

年度 施策	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度以 降	指標
介護人材の 処遇改善	月額平均 1.2万円 相当の処 遇改善加 算の拡充 を実施												2020年代 初頭まで に 介護人材 と競合他 産業との 賃金差： 解消
	競合他産業との賃金差が なくなるよう、キャリア アップの仕組みを構築し、 月額平均1万円相当の改 善を行う。												
	介護報酬等の改 定に合わせて、処 遇を改善												
	介護報酬等の改 定に合わせて、 必要に応じて処 遇を改善												